

テヘラン市大気汚染分析機材整備計画【イラン】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	イラン・イスラム共和国
(2) 案件名	テヘラン市大気汚染分析機材整備計画
(3) 目的・事業内容 (注) 閣議決定日、供与条件などを含む	テヘラン市に対し、精緻な排ガス測定や粒子状物質等の化学分析を実施するための大気汚染分析機材を整備することにより、同市の大気汚染物質の発生源、排出量、生成メカニズム等の把握に関する測定・分析精度の向上を図り、もって同市の大気汚染の軽減に寄与する。 案件の内容 ・ 機器調達 ・ コンサルティングサービス/ソフトコンポーネント ア 閣議決定日：平成29年3月7日 イ 供与額：12.42億円
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、テヘラン市及び周辺地域では、車両等移動発生源由来の大気汚染により政府基準を上回る値が観測され、それに伴う呼吸器疾患などの健康被害が深刻化しており、大気汚染に起因する死者は年間5,000人を上回る。このような状況は事業計画当初から大きく変わらず、現在においても排出基準に満たない性能のエンジンを搭載する車両が多く、その排気ガスも原因となる光化学スモッグが冬期に同地域で観測されるPM2.5の最大の構成物質となっている。また、テヘラン市では発がん物質の大気中濃度も高い一方、これらの物質は種類が多く発生源や測定法も複雑である。行政機関によるモニタリングとしては「テヘラン市大気汚染管理能力向上プロジェクト」により試行的なモニタリングが実施されたものの、必要な測定機材や分析機材が不足しているため、モニタリングの継続・課題は困難な状態である。有効な対策を検討するためには測定・分析精度の向上を図ることが一層重要であり、引き続き本事業に対する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 本事業は2018年2月に交換公文(E/N)及び贈与契約(G/A)に署名がなされたが、同年5月に米国政府が核問題に係る包括的共同行動計画離脱を表明し、制裁猶予期間を経て同年11月5日に米国制裁が再開された。このため本事業実施の手続きを一時中断したが、本事業の計画は米国の法令に基づき制裁措置が課され得る取引の範疇外であり、制裁措置を課されることにはならないことを確認し、日本政府として本事業の再開を2021年に決定した。 事業再開後、2022年3月、最新の米国政府の法規制や輸出管理規制等、関連企業の意向・方針等を踏まえた調達・輸送計画をイラン国実施機関と協力して策定した。今後は事業の詳細設計並びに調達業者の入札を行う予定である。

(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表